

2021年7月吉日

一般社団法人広島県病院薬剤師会  
会員 各位

一般社団法人広島県病院薬剤師会 学術・教育研修委員会

## 認定実務実習指導薬剤師の更新について

平素より、当会の運営にご協力いただきありがとうございます。認定実務実習指導薬剤師の更新については会員個人での管理であり、当会あるいは日本薬剤師研修センターから更新対象者へのお知らせは行っておりません。本年度については、認定の期限が切れる対象者が多いこと、アドバンスワークショップ（AWS）の修了証の取扱いが複雑であることから案内をさせていただきます。

実務実習生を受入れ、薬学教育にご尽力いただいている会員ご施設においてその機会が失われることのないよう、**特に、本年度で認定の期限が切れる会員**におかれましては、以下の内容を十分ご確認いただき対応いただきますようお願い申し上げます。

- [1] 認定実務実習指導薬剤師の認定期限の確認方法
- [2] 本年度更新が必要な会員の更新について
  1. 平成28年（2016年）4月1日～平成30年（2018年）12月31日にAWSに参加し、その修了証を更新講習の受講証として申請する場合
  2. 平成31年（2019年）1月1日以降にAWSに参加し、その修了証を更新講習の受講証として申請する場合
  3. AWSに参加していないあるいはAWSの修了証がない場合

※ [2] の各項目については内容が重複する部分もあるので、ご自身の該当する部分のみご確認ください。

- [1] 認定実務実習指導薬剤師の認定期限の確認方法

各自、お手元の認定証をご確認ください。すぐに確認できない場合、以下のホームページ内、認定実務実習指導薬剤師の認定者名簿（PDFでダウンロードできます）をご確認ください。「新規認定者」、「更新認定者」の中国四国地区のPDFに県別に掲載されておりますのでPDFを開き、検索等してご確認ください。

日本薬剤師研修センター 認定実務実習指導薬剤師の認定者名簿

[http://www.jpec.or.jp/nintei/ninteijitumu/certified\\_list.html](http://www.jpec.or.jp/nintei/ninteijitumu/certified_list.html)

[2] 本年度更新が必要な会員の更新について

1. 平成 28 年（2016 年）4 月 1 日～平成 30 年（2018 年）12 月 31 日に AWS に参加し、その修了証を更新講習の受講証として申請する場合

★ 特に注意が必要です!!! ★

●更新申請について、研修センターのホームページにて下記の注意書きがあります。

- ①更新申請の受付は認定期限の 3 か月前から行います。それ以前に提出された申請書類は返却となります。なお、更新対象者へのお知らせについては、当センターからは行いません。
- ②申請料は申請から遡って 3 ヶ月以内に払い込まれている必要があります。それより前に払い込まれた申請料は、「よくある質問」Q IV - 2 のイ) に該当する場合以外は無効であり、お返しも致しません。この場合は改めて納入していただきます。

●研修センターのホームページにて、下記の Q&A が出ています。

V-11 アドバンストワークショップ (AWS) を受講しています。更新講習 (講座④) を受講する必要があるでしょうか？

A 各地区の病院・薬局実務実習調整機構委員長名による AWS の修了証をお持ちの場合に限り更新講習の受講証の代わりとすることができます (但し、平成 28 年 4 月 1 日以降に実施されたもので、正本に限ります)。他の修了証ではお受けできません。なお、**修了証の有効期限は、平成 28 年 4 月 1 日～平成 30 年 12 月 31 日に実施された AWS の場合は一律 2021 年 12 月 31 日**、平成 31 年 1 月 1 日以降に実施された AWS の場合は、受講日から 3 年間です。AWS の修了証に係る件は各地区の病院・薬局実務実習調整機構に確認して下さい。

→ 上記内容をまとめると

「2022 年 3 月 31 日で認定実務実習指導薬剤師の期限が切れる」方で、かつ「平成 28 年 4 月 1 日～平成 30 年 12 月 31 日に実施された AWS 修了証を更新講習の受講証の代わりとして申請したい」場合、2021 年 12 月 31 日の消印のみ有効となります。これは現実的ではないため、研修センターに問い合わせ、下記の対応となりました。

<対応>

※以下は問い合わせた際の研修センターからの回答を引用しています。

今回に限り、その **1 週間ほど前から受付**するようにしますので、**更新申請書の日付は 2021 年 12 月 31 日としてご申請**いただければと思います。なお、2022 年 1 月以降に更新申請される場合は、AWS の修了証の有効期間が 2021 年 12 月 31 日のものは認められませんので、ご注意ください。

申請料の払い込みについては、申請(12/31)から遡って 3 ヶ月以内としていただければと思います。

・更新申請書の日付は 2021 年 12 月 31 日とする (申請はその 1 週間ほど前から行う)

※消印が年明けになってしまうと受理されないため、1 週間ほど前までできるだけ早く

・申請料の払込みは、12 月 31 日から遡って 3 ヶ月以内

なお、本内容については日本薬剤師研修センターのホームページ上には掲載されないのでご注意ください。年末、忘れずに申請してください。

上記期間を過ぎてしまった場合、[2] -3 をご確認ください。

[2] 本年度更新が必要な会員の更新について

2. 平成 31 年（2019 年）1 月 1 日以降に AWS に参加し、その修了証を更新講習の受講証として申請する場合

平成 31 年（2019 年）1 月 1 日以降に実施された AWS の場合は、その**有効期限が受講日から 3 年間**です。少なくとも本会で把握している情報では、2019 年 1 月 1 日以降に広島県、（広島県病薬に案内があった）岡山県で開催された AWS で本会会員が出席したものは、最も早くても 2019 年の 7 月であり、本年度で認定が切れる方はご自身の更新に使えると思われま（念のため**ご自身の修了証の有効期限には十分ご注意ください**）。

●その他更新申請について、研修センターのホームページにて下記の注意書きがあります。

- ①**更新申請の受付は認定期限の 3 か月前から行います**。それ以前に提出された申請書類は返却となります。なお、更新対象者へのお知らせについては、当センターからは行いません。
- ②**申請料は申請から遡って 3 ヶ月以内に払い込まれている必要**があります。それより前に払い込まれた申請料は、「よくある質問」Q IV - 2 のイ) に該当する場合以外は無効であり、お返しも致しません。この場合は改めて納入していただきます。

→ 上記内容をまとめると

「2022 年 3 月 31 日で認定実務実習指導薬剤師の期限が切れる」方で、かつ「2019 年 1 月 1 日以降に実施された AWS 修了証を更新講習受講証の代わりとして申請したい」場合、

- ・更新申請は 2022 年 1 月 1 日以降に行う
- ・AWS の修了証を更新講習の受講証の代わりとすることができる（有効期限要確認）
- ・申請料の払込みは、申請日から遡って 3 ヶ月以内

となります。ご自身がお持ちの修了証の有効期限に注意して申請を行ってください。

[2] 本年度更新が必要な会員の更新について

3. AWS に参加していないあるいは AWS の修了証がない場合

改めて更新講習を受講していただく必要があります。

本年度、更新講習会の開催を予定しておりますが、日程等未定です。

早目に受講しておきたい方は、日本薬剤師研修センターのホームページから e-ラーニングの受講が可能となっております。（[http://www.jpec.or.jp/kenshu/jyukou/ninteijitumu\\_koshukai.html](http://www.jpec.or.jp/kenshu/jyukou/ninteijitumu_koshukai.html)）

申込期限：8 月 15 日（日）

※延長されるとの情報もありますが、本文書掲載時点では上記日程となっております。e-ラーニングの受講を検討される方は期限にご注意ください。

本件についてのお問い合わせ先：広島大学病院 薬剤部 埜越 崇範

taogo□hiroshima-u.ac.jp（□を@に置き換えてください）